



今月のテーマ **事前確定届出給与について**

平成 19 年度の税制改正において法人の役員に対する給与の取り扱いが大幅に変更されました。法人が役員に支給する給与のうち法人税の計算上、損金(=費用)となるのは定期同額給与と事前確定届出給与と業績連動給与です。定期同額給与については以前 [Higuchi-Tax News No.89](#) で取り上げていますが、今回は事前確定届出給与についてご紹介いたします。

1. 役員賞与の原則的な扱い

Higuchi-Tax News No.89 でご紹介しているのは、法人税の計算上損金に算入される役員給与の内容についてです。ここで紹介した以外の臨時的に支給される役員給与のうち、その支給が役員の退職に起因していれば退職金として取り扱われ、退職以外の事由に起因していれば賞与として取り扱われます。役員退職金は退職金規程や算定根拠等が一般的な内容であれば損金となりますが、役員賞与は原則として損金に算入されません。これは役員の賞与を多額に支給することで、法人の課税利益を不当に減少させないためです。

なお、税務調査において不明瞭な経費の支出等に対して、役員に対する賞与(=認定賞与)と取り扱われる場合がありますが、この認定賞与についても損金に算入されることはありません。また認定賞与は受け取った個人においても、給与所得の増加の申告もれとして、修正申告が必要となる場合がありますので注意が必要です。

2. 事前確定届出給与とは

上記 1 のように役員賞与は原則的には損金に算入されませんが、事前確定届出給与を利用することで役員でも賞与を支給して損金に算入することができます。事前確定届出給与とは、その役員の職務について所定の時期に確定した額の金銭を交付する定めに基づいて支給される給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものをいいます。

3. 事前確定届出給与の届出について

(1) 株主総会での決議

事前確定届出給与という名称から分かるように、支給する前に金額や時期を決める必要があり、その決定を行う場所が株主総会や取締役会(以下、株主総会等といえます。)となります。決議する内容は①支給対象者、②支給年月日、③支給金額、などになります。

(2) 所轄税務署への届出

株主総会等で決議した内容を所定の届出書に記載して納税地を所轄する税務署に提出する必要があります。一般的な法人の場合、届出書の提出期限は上図のとおりですが、新設法人や役員

事前確定届出給与に関する届出書の提出期限は、次の①又は②のうちいずれか早い日となります。
① 株主総会等の決議によりその定めをした場合には、その決議をした日から1ヶ月を経過する日
② その会計期間開始の日から4ヶ月を経過する日

員の分掌変更などの臨時改定事由が生じた法人については別途定めがあります。

(3) 注意点

上記(1)(2)の手順を踏んで事前確定届出給与の支給を決定した場合、定めた内容と異なる日付や異なる金額の支給を行うと支給した全額が損金として認められなくなってしまいます。

(4) 具体例

A 株式会社の R2 年 5 月 25 日に開催された株主総会で、代表取締役に対し同年 12 月 10 日に 100 万円、R3 年 6 月 10 日に 100 万円の事前確定届出給与を支給することを決議し、提出期限までに所轄税務署への届出を済ませた。実際の支給では、12 月 10 日分について資金繰りの都合で 30 万円に減額して支給し、6 月は届出通りに支給した。

資金繰りの関係で 12 月 10 日分を減額して支給した場合は全額が損金となりません。事前確定届出給与が届出通りに支給されたかどうかは、1 つの職務執行機関全体(下図では R2.5/25~R3.5/24)で判断されます。したがって 6 月 10 日に届出通り支給していたとしても、2 つの支給額の全額が損金と認められません。

R2.4/1	5/25	6/24	7/31	12/10	R3.3/31	6/10
	株主総会	上記2(2)	上記2(2)	30万円		100万円
		①の期限	②の期限	→ 損金不算入		→ 損金不算入